○事件議決案

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 件　　　　　名 | 概　　　　　　　　　　要 |
| １ | 指定管理者の指定の件（教育委員会所管施設） | (1) 大阪府立漕艇センター  指定期間　令和３年４月１日から  令和８年３月31日まで  指定する団体　一般社団法人大阪ボート協会 |
| (2)　 大阪府立臨海スポーツセンター  指定期間　令和３年４月１日から  令和８年３月31日まで  指定する団体　南海ビルサービス株式会社 |
| (3)　 大阪府立体育会館  指定期間　令和３年４月１日から  令和13年３月31日まで  指定する団体　シンコースポーツ・ＮＴＴグループ |
| (4)　大阪府立中之島図書館  指定期間　令和３年４月１日から  令和８年３月31日まで  指定する団体　ＳｈｏＰｒｏ・長谷工・ＴＲＣ共同事業体 |

○条例案

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 件　　　　　名 | 概　　　　　　　　　　要 |
| １ | 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例等一部改正の件 | 令和２年１０月の人事委員会の勧告等を踏まえ、期末手当を引き下げる。  　〔改正前〕１．３０月  　〔改正後〕令和２年１２月期　１．２５月  　　　　　　令和３年　６月期　１．２７５月  　　　　　　令和３年１２月期　１．２７５月  　　　　施行日：公布の日ほか  　〔関係条例〕  　　・職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例  　　・一般職の任期付研究員の採用等に関する条例  　・一般職の任期付職員の採用等に関する条例 |
| 番号 | 件　　　　　名 | 概　　　　　　　　　　要 |
| ２ | 職員の懲戒に関する条例一部改正の件 | １　労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の改正等により、事業主は、いわゆるパワー・ハラスメントを行った者に対する対処方針等を定めることとされたことに伴い、パワー・ハラスメントについての懲戒処分の基準を定める。  ２　児童又は生徒の人権を侵害する発言等についての懲戒処分の基準を定める。  　　　　　施行日：公布の日 |
| ３ | 大阪府立学校条例一部改正の件 | 大阪市立学校の府への移管により、大阪府立咲くやこの花中学校及び大阪府立水都国際中学校並びに大阪府立桜宮高等学校ほか２１校を設置する。  　　　　施行日：規則で定める日 |